

防犯パトロール活動用の物品

(腕章・タスキ等) を助成します

地域防犯パトロール活動を実施している皆さんへ

パトロール活動の注意点

- ① 必ず複数人でパトロールしてください。
- ② 不審な状況や事故を目撃した場合は、110番通報をして、その場の状況を警察に知らせてください。
- ③ 自己の身体に危害がおよばないように、ご注意ください。

パトロール活動を始めるにあたって、事前に警察署と相談のうえ、活動してください。

安全安心まちづくりのために、防犯パトロール活動を実施又は計画されている団体を対象に、物品（腕章・タスキ・青色合図灯・ベスト）を助成します。

1. 対象となる団体

- ① 地域住民等（在住・在勤・在学）5名以上で組織され、安全安心まちづくりの実現に向けた自主的な防犯活動を実施または計画している団体。
- ② 営利を目的としていないこと。

2. 対象となる活動

- ① 地域住民が安心して生活できるように、犯罪や事故などを防止するための活動
- ② 地域住民の生活安全に関する意識の啓発になる活動
- ③ その他、安全で安心なまちづくりのための活動

3. 助成物品

- ・腕章（「防犯パトロール」と表示されているもの）
- ・タスキ（「防犯パトロール」と表示されているもの）
- ・青色合図灯（電池付き）
- ・ベスト（「防犯パトロール」と表示されているもの）

4. 助成物品に関する注意事項

- ① 区で用意した腕章・タスキ・青色合図灯・ベストとなります。デザインや色、型を選ぶことはできません。
- ② 助成数量の上限は、30名以上の団体の場合、腕章のみは30本、タスキのみは

30本、青色合図灯のみは4本、ベストのみは4枚となります。

複数種類を組み合わせる場合や、団体の人数が30名未満の場合については、希望数を記入ください。全体の申請希望数や、団体の人数等を参考にして、交付数を調整して決定させていただきます。このため、希望数に添えない場合がありますので、ご了承ください。ご不明な点は、下記担当へお問い合わせください。

5. 申請書等の配付日

令和5年5月16日（火）から

危機管理部地域生活安全課（世田谷区役所第3庁舎3階33番窓口）

6. 申請書等の提出期間および提出場所

令和5年5月16日（火）から6月16日（金）まで

危機管理部地域生活安全課（世田谷区役所第3庁舎3階33番窓口）

7. 提出書類

- ・ 防犯パトロール 物品支援申請書（1号様式）
- ・ 防犯パトロール 団体概要書

8. 物品の受取場所

世田谷区世田谷 4-21-27

危機管理部地域生活安全課（世田谷区役所第3庁舎3階33番窓口）

※7月下旬以降のお渡しを予定しています。

9. その他注意事項

- ① 申請書等につきましては、課窓口での配付または世田谷区のホームページの「安全安心まちづくり」から、ダウンロードすることができます。
- ② 申請後、審査を行い助成の可否を決定します。決定内容を各団体宛に送付します（7月中旬予定。全体の申請希望総数や、購入予算の関係から、各団体からの希望数に添えない場合がありますので、ご了承ください）。
- ③ ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までお問合せください。

◆ 問い合わせ先
世田谷区 危機管理部 地域生活安全課
担当 児嶋
電話（5432）2267【直通】
FAX（5432）3066